

問10 B規約の基本的構成を問う。

答一 B規約は、前文、自決権条項（第一部）、総則（第二部）、

実体条項（第三部）、組織条項（第四部）、調整条項（第五部）、最終条項（第六部）及び末文から成り立っている。

二 より具体的には、(1)総則において、締約国は、規約に規定された権利を尊重し及び確保するための立法措置等を講ずる義務を負うこと、いかなる差別もなしにそれらの権利を尊重し確保する義務を負うこと等について規定し、(2)実体条項において、すべての者が、生命に対する権利、奴隷、強制労働等の禁止、移住の自由、公平な裁判を受ける権利、表現の自由、集会、結社の自由等の自由権等を有する旨を規定し、(3)組織条項において、規約に基づいて設置された人権委員会が締約国からの報告を検討するとともに規約の義務の不履行が問題となつた場合に關係国間のあつ旋を行う手続きについて規定している。

（外務省）